

第四百回 参議院社会労働委員会會議録第十号

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)
午後零時九分開会

委員の異動

四月十七日

補欠選任

四月十八日

四月十八日

補欠選任

岩本 政光君
藏内 修治君
松岡満寿男君
野田 哲君
石井 道子君
岩本 政光君
和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長

岩崎 純三君

理事

大浜 方栄君
佐々木 満君
高杉 勉忠君

委員

石井 道子君
石本 茂君
関口 恵造君
田中 正巳君
永久八重子君
中西 珠子君
佐藤 昭夫君
藤井 恒男君
下村 泰君

委員以外の議員

片山 基市君

議長

片山 基市君

国務大臣

厚生大臣 今井 勇君

政府委員
厚生省保健医療局長 仲村 英一君
事務局側 常任委員会専門員 此村 友一君

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦時災害援護法案(片山基市君外五名発議)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十八日、松岡満寿男君並びに野田哲君が委員を辞任され、その補欠として前島英三郎君並びに和田静夫君がそれぞれ選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

○国務大臣(今井勇君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図ってまい

たところであります。

本法は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、医療特別手当等の額の引き上げを行うこととし、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正しようとするものであります。以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、医療特別手当の額を、現行の月額十萬八千円から十一萬八千円に引き上げることとあります。

第二は、特別手当の額を、現行の月額三萬九千八百円から四萬八千円に引き上げることとあります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額を、現行の月額三萬七千七百円から三萬八千八百円に引き上げることとあります。

第四は、健康管理手当の額を、現行の月額二萬六千五百円から二萬七千二百円に引き上げることとあります。

第五は、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対し支給されるものについては、現行の月額二萬六千五百円から二萬七千二百円に、それ以外のものについては、現行の月額一萬三千三百円から一萬三千六百円に引き上げることとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、昭和六十一年四月一日から施行することとしており、また、これを、衆議院におきましては公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日にさかのぼって適用することとするとともに、これに伴う経過措置を規定する修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(岩崎純三君) 次に、戦時災害援護法案を議題といたします。

発議者片山基市君から趣旨説明を聴取いたします。片山君。

○委員以外の議員(片山基市君) 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党、民社党、国民連合、二院クラブ、革新共闘を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

既に戦後四十年を経過、あの忌まわしい戦争への記憶が一段と風化し、新しい戦争への危険さをもさやかれる中で、なお戦争の傷跡が生活を圧迫し、生命と健康を失った多くの一般戦災者が、国から何らの援護を受けることなく、戦争犠牲者として傷病苦と生活苦にあえぎながら余命をつないでいる現実を放置することはできません。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢化し、亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ないのであります。

振り返ってみますと、さきの大戦では、原爆投下を含め米軍の無差別爆撃によって、銃後と思われていた非戦闘員とその住居までも一瞬にして戦場に変わり、我が国全土にわたる諸都市が焼き払われました。

昭和二十年四月十三日の状況窮迫せる場合に、応ずる国民戦闘組織に関する閣議決定は、「新たな兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を決め、昭和二十年六月二十二日に、即時公布された義勇兵役法では、「国民義勇隊に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊産婦等を除くの外

は、可及的広範に包含せしむるものを徴兵する」とし、いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによつても、当時既に平和な戦後は存在せず、戦場そのものとなつていたことは明白であります。

これによる一般市民の死傷被害は、沖縄を除いても僅に八十万人を超え、罹災人口は実に一千万人を超すと言われています。中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によつて全部の四割が一瞬にして灰じんと化し、炎の中で約十万人の市民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの物理学者をして、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、今までになされた空襲のうち最も惨害をほしきにした空襲であると指摘させるほどでありました。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害保護法では、昭和二十一年に廃止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷死者、同遺族に対し、救済、補償もなされました。戦後、政府は、今日まで戦争犠牲者対策を、軍人軍属及びその遺家族など、昭和六十一年末現在約十万人に限定してきていたのであります。その後、準軍属と言われ人々などわずかな範囲の拡大はあったものの、戦後の犠牲者に対する援護の手は、基本的に皆無に等しいまま今日に至つていたのであります。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツでは、既に昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷害の範囲を極めて広範に規定したため、援護の手はあまねく一般市民にまで及び、その対象は昭和六十一年一月においても百六十六万人にも上つています。

我が国の戦争犠牲者対策は、原爆被爆者に対する特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に限定しようとするものであり、こうした政府の態度は、大戦の過ちを衷心から悔い改めようとする姿勢に欠けるばかりか、軍事優先の思想が根底にあるのではないかと疑念さえもつかがわせるのであります。

戦後四十年を経て、いまだに放置されたままの一般戦災者に対し、国の援護措置を望む国民の声

は戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体からも決議、意見書が多く寄せられており、一夜にして十万人近い人々の命を奪われた東京では、犠牲者を悼み、反戦平和を願う大集會が催され、その都度一般戦災者に対する援護が強く求められているところでありました。本案は、このような国民の声を背景に、本案成立の日までは、いまだ戦後終わらずとの確信を持つて作成し、再び提案するものであります。

次に、本案の要旨について簡略に申し述べます。さきの大戦で空襲その他の戦時災害によつて身体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行おうとするものであります。ただし、遺族に対する援護については、遺族年金にかえて一時金たる遺族給付金百二十万円を支給することとしております。

援護の種類別に申しあげますと、第一は、療養の給付、療養手当二万三千円支給及び葬祭費十一万三千円を支給することでありました。第二は、更生医療の給付として、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。第三は、障害年金または障害一時金を支給することでありました。以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債として百二十万円の支給であります。遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、父母、子、孫及び祖父父母で、死亡した者の死亡の当時、日本国籍を有し、かつその者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者といつております。第五は、弔慰金五万円の支給であります。遺族の範囲はおおむね軍人軍属等におけるのと同じであります。

最後に、施行期日は、公布の日から一年以内で政令で定める日としております。何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立を期せられんことをお願いいたしまして提案理由の御

説明を終わります。
○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散會いたします。
午後零時二十一分散會

四月十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月二十五日)
一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを)
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
附 則

公布の日
昭和六十一年四月一日から施行
し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は、昭和六十一年四月一日から適用する。

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
2 昭和六十一年三月以前に月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に支給された昭和六十一年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内私とみなす。

四月十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、看護婦の夜勤制限等に関する請願(第一三二四号)

一、東京における母子保健水準の維持発展に関する請願(第一三二五号)
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一四二二号)

一、老人保健法等の一部改正案に関する請願(第一四六七号)
一、国民健康保険制度の改善に関する請願(第一四七〇号)

一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一四八二号)
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一四八二号)

一、被爆者・戦時災害援護法の即時制定に関する請願(第一四八六号)
一、老人保健法等の一部改正案に関する請願(第一四八七号)(第一四八八号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一四九一号)
一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一四九二号)

一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一四九六号)
一、老人保健法の改悪反対に関する請願(第一四九七号)

一、老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願(第一四九八号)
第一三二四号 昭和六十一年四月四日受理
看護婦の夜勤制限等に関する請願

請願者 福岡県小郡市横限一、八三三 山田 外三千百名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第一三二五号 昭和六十一年四月四日受理
東京における母子保健水準の維持発展に関する請願
請願者 東京都江東区豊洲一ノ三ノ二六ノ九一 大久保久美子 外二千七百七十五名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四二二号 昭和六十一年四月七日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 兵庫県姫路市豊富町重国一、四七

八 岩田誠一

紹介議員 中西 一郎君

一、重度戦傷病者の妻に対する特別給付金を、妻のおかれていた苦しい立場を十分考慮して増額すること。
二、日本国有鉄道の寝台車の後払い扱いをするこ

と。
三、重度戦傷病者に対し、日常生活用具を戦傷病者特別援護法により支給すること。

第一四六七号 昭和六十一年四月八日受理
老人保健法等の一部改正案に関する請願

請願者 大阪府守口市外島町二ノ三五 楠

神寿

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一四七〇号 昭和六十一年四月八日受理
国民健康保険制度の改善に関する請願

請願者 新潟市五十嵐中島三、二八四ノ八

一 杉田顯司

外二千三百三十七

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第一四八一号 昭和六十一年四月八日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町一ノ一一ノ

三五 齋藤邦吉

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一四八二号 昭和六十一年四月八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 広島県豊田郡豊町御手洗 有馬忠

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四八六号 昭和六十一年四月九日受理
被爆者・戦時災害援護法の即時制定に関する請願

請願者 横浜市旭区左近山団地六ノ二六ノ

一〇二 青木富子 外六百六

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第一四八七号 昭和六十一年四月九日受理
老人保健法等の一部改正案に関する請願

請願者 大阪市東区船場中央四ノ二ノ一船

場センタービル九号館健康保険組

合連合会大阪連合会会長 板垣安

夫

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一四八八号 昭和六十一年四月九日受理
老人保健法等の一部改正案に関する請願

請願者 福岡市中央区赤坂一ノ七ノ二三健

康保険組合連合会福岡連合会会長

浜富雄

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一四九一号 昭和六十一年四月九日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町リノ九

〇 竹内幸雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四九二号 昭和六十一年四月九日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 千葉市中央四ノ一五ノ一 長谷川

録太郎

紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一四九六号 昭和六十一年四月十日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 山口県下松市切山一六〇ノ一 杉

井一恵 外千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一四九七号 昭和六十一年四月十日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町松陰一一三

ノ四 藤本庄五郎 外三百六十九

名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一四九八号 昭和六十一年四月十日受理
老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町金ヶ崎一、三

三三 土井一夫 外千六百六十二

名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

昭和六十一年四月二十八日印刷

昭和六十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局